

社会福祉法人共働福祉会
処遇改善臨時手当の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共働福祉会（以下「法人」という。）給与規程第1条に定める給料とは別に、令和3年11月19日閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、福祉・介護職員を対象に賃上げ効果が継続されることを前提に支給される交付金「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）」を原資として支給される手当について必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 厚生労働省の定める要件を参考に、法人内で定義した支給額・支給範囲に基づき、対象となる職員に本手当を支給する。

(支給額)

第3条 処遇改善臨時手当の支給額は、法人全体で交付金による見込み額に応じて、交付事業開始日または各年度初日までに当初予算に基づき理事長が定める額とする。なお、見込み額の変動によっては支給額の調整を行うことができる。

(支給方法・支給日)

第4条 処遇改善臨時手当の支給方法は、各月の給与に諸手当として支給するものとする。

(その他)

第5条 本規程は、交付金が終了すると同時に廃止するものとする。また本規程に代わる新たな処遇改善制度が創設された場合には、本規程を引き継ぐ形で実施するものとする。

附 則

1. この規程は2022（令和4年）4月1日から施行する